

はだのっ子未来応援サポーター事業実施要綱

(令和7年6月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、こども・子育て支援に関する活動をする個人、団体及び事業者等（以下「子育て支援者等」という。）とのネットワークを構築し、ネットワークの参加者に対し、情報共有及び相互連携の機会等を提供することにより、地域における支援活動全体の活性化を図るため、はだのっ子未来応援サポーター事業の実施について必要な事項を定める。

(登録できる子育て支援者等)

第2条 はだのっ子未来応援サポーター（以下「サポーター」という。）として登録することができる子育て支援者等は、本市内でこども・子育て支援に関する活動をしている個人、団体若しくは事業者又は本市内でこども・子育て支援に関する活動を始めるために情報を収集している個人、団体若しくは事業者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、本市の条例又は本市の機関が定める規則に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治的活動又は宗教的活動に類する活動を行うもの
- (5) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (6) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (7) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人その他の団体にあつては、その代表者又は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、サポーターとして登録することが適切でないとするもの

(登録)

第3条 サポーターへの登録をしようとする子育て支援者等は、はだのっ子未来応援サポーター登録申請書（第1号様式）により申請するものとする。

2 前項の規定による申請があつたときは、登録の可否を決定し、はだのっ子

未来応援サポーター登録承認（不承認）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（登録内容の変更等）

第4条 前条第2項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録した内容を変更しようとするときは、はだのっ子未来応援サポーター登録変更申請書（第3号様式）により申請するものとする。

2 前項の規定による申請があったときは、変更の可否を決定し、はだのっ子未来応援サポーター登録変更承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

3 登録者は、自己の都合によりサポーターの登録を廃止しようとするときは、はだのっ子未来応援サポーター登録廃止届（第5号様式）を提出するものとする。

4 前項の規定による届出があったときは、サポーターの登録を廃止し、はだのっ子未来応援サポーター登録廃止通知書（第6号様式）により届出者に通知する。

（登録の取消）

第5条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、サポーターの登録を取り消すことができる。

(1) 登録した内容に不正又は虚偽があったことが判明したとき。

(2) 第2条各号に該当するものであることが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、サポーターとして登録することが適切でないと認めるとき。

2 前項の規定により登録を取り消したときは、はだのっ子未来応援サポーター登録取消通知書（第7号様式）により、その登録者に通知する。

（登録者の周知）

第6条 本市は、ホームページ等の広報媒体を活用し、登録者の取組について広く市民に周知するものとする。

（登録者の責務）

第7条 登録者がこども・子育て支援に関する活動の実施に当たり第三者に損害を与えた場合は、登録者がその責任を負うものとし、本市は、いかなる場合においても、その責任を負わない。

（権利譲渡等の制限）

第8条 登録者は、登録の承認によって生じる権利を第三者へ譲渡し、又は転

貸することはできないものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。